

## 別表

### 1. 業態区分

1	米穀の出荷の事業を行う者	(全国農業協同組合連合会、経済連及び県単一農協等、 全集連・全集連系県集荷組合)
2	〃	(単位農協、全集連系業者)
3	〃	(その他)
4	米穀の販売の事業を行う者	(うち主に卸売の事業を行う者であって、精米を行っている者)
5	〃	(うち主に卸売の事業を行う者のうち、4を除く)
6	〃	(うち主に小売の事業を行う者)
7	外食・中食事業者等	
8	農業者・農業生産法人	

### 2. 系統区分

1	全国農業協同組合連合会、経済連及び単位農協
2	全集連、全集連系県集荷組合及び全集連系業者
3	その他

### 3. 種類

1	国内産の水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(3の買戻し条件付売渡し米穀(注1)及び 4の随意契約による売渡し米穀(注2)を除く)
2	国内産の水稲もちもみ及び水稲もち玄米
3	買戻し条件付売渡し米穀(注1)
4	随意契約による売渡し米穀(注2)

(注1) 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領(令和7年2月14日付け6農産第4375号農林水産省農産局長通知)により、政府が売り渡した米穀をいう。

(注2) 随意契約による政府備蓄米の売渡し要領(令和7年5月26日付け7農産第992号農林水産省農産局長通知)により、政府が売り渡した米穀をいう。